

<報道発表資料>

令和 8 年 3 月 1 3 日

京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課

令和 8 年度 すまいの耐震・防火補助制度

拡充延長、感震ブレーカーの設置を促進

令和 6 年度及び 7 年度限定で事業を拡充した「まちの匠・ぶらす」の実施期間を 1 年延長します。なお、本事業は令和 8 年度限りとします。

能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受け、国の防災基本計画において感震ブレーカーの普及が位置付けられました。これを受け、木造密集市街地の多い本市では、普及及び設置に係る取組の重要性が特に高いと捉え、「まちの匠・ぶらす」における感震ブレーカーの設置補助を充実させます。

【背景と目的】

能登半島地震を受け、木造住宅の耐震化を集中的に推進するために、期間限定で支援を充実させています。

- 補助金の最大額は 300 万円です。
- 屋根の軽量化等の簡易な改修も対象にしています。

【令和 8 年度の充実内容】

- 密集市街地※の感震ブレーカー設置の補助上限額を 5 万円から 7 万円に引き上げます。
- 感震ブレーカーの補助件数を拡大します。

※ 全国共通指標等により抽出した 21 地区及び市の認定を受けた「路地・まち防災まちづくり計画」に定める区域 7 地区

【令和 7 年度までの利用件数】

無料耐震診断と京町家の基本計画作成は合わせて 7,500 件以上、耐震・防火改修の補助金は約 8,000 件の利用があり、市内の多くの住宅が耐震化されています。

【事業の概要】

- 京町家及び木造住宅の耐震診断士派遣事業
ア 京町家及び木造住宅の耐震診断

昭和 2 5 年 1 1 月 2 2 日以前に着工された京町家及び昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された木造住宅を対象に、耐震診断を実施します（自己負担なし）。

イ 京町家の基本計画作成

耐震診断を行った京町家を対象に、耐震改修の参考となる基本計画を耐震診断士が作成します（自己負担2万円）。

● 「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業

昭和25年11月22日以前に着工された京町家及び昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、耐震・防火改修工事への補助を行います。

【留意点】

本事業は令和8年度予算が成立する場合に実施します（事業実施には当該予算に係る市会での議決が前提となりますので、あらかじめ御了承ください。）。

【申請期間】

各事業の申請期間は以下のとおりです。京（みやこ）安心すまいセンターにて相談窓口を開設しており、申請期間の前は事前相談のみとなります。

● 京町家及び木造住宅の耐震診断士派遣事業

<申請期間> 令和8年4月13日（月）～12月25日（金）

● 「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業

<申請期間> 令和8年4月13日（月）～12月25日（金）

【申込窓口及びお問合せ先】

● 京（みやこ）安心すまいセンター



<場所> 〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
ひとまち交流館 京都 地下1階（河原町五条下る東側）

<アクセス>

- ・バス 市バス4、17、205系統「河原町正面」下車
- ・電車 京阪電車「清水五条」下車 徒歩約8分
地下鉄烏丸線「五条」下車 徒歩約10分

<電話> 075-744-1631（耐震・省エネ担当）

<FAX> 075-744-1637

<受付時間> 午前9時30分～午後5時

<休館日> 水曜日、祝日、第3火曜日、年末年始（12月29日～1月4日）



【報道機関からのお問合せ先】

- 京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課（075-222-3613）

【各制度のホームページ】

- 耐震診断（京町家及び木造住宅の耐震診断士派遣事業）

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000119039.html>

- 「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000235294.html>



「まちの匠・ぷらす」



耐震診断